

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、介護保険に関する事務における特定個人情報情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

伊勢原市長

公表日

令和4年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法に基づく事務
	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>2介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 ・負担割合証に関する事務</p> <p>3介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第百十五条の四十五の三第二項の第1号事業支給費の支給に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 ・第1号事業支給費の支給に関する事務</p> <p>4介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>5介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>6介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>7介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>8介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p>
②事務の概要	

	<p>9介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>10介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>11介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(上記1から3まで及び12掲げるものを除く) 具体的には、地域支援事業の実施に伴う事務</p> <p>12介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務 具体的には、地域支援事業の利用料に関する事務</p> <p>13介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務</p> <p>14介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務 具体的には、保険給付、保険料、地域支援事業に関する資料の提供に関する事務</p> <p>15保険者事務共同処理業務 具体的には、以下の事務等となる。 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。</p>
--	--

③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・MICJET番号連携サーバ ・府内基本情報連携システム ・障害者福祉システム ・個人住民税システム ・伝送通信ソフト
----------	--

2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 (68項、101項)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 93,94 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117,120,121

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護高齢課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4867(直)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市保健福祉部介護高齢課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4722(直)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>2介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務</p> <p>3介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務</p>	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者に係る届出の受理 ・届出に係る事実についての審査 ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>2介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務</p> <p>3介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務</p>	事前	市町村から国民健康保険連合会へ提供する被保険者情報、受給者台帳異動連絡票及び訂正連絡票等のインターフェースに個人番号の情報が追加されたため
平成27年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>4介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>5介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p>	<p>4介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・要介護認定の申請の受理 ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>5介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・要支援認定の申請の受理 ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理 ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p>	事前	市町村から国民健康保険連合会へ提供する被保険者情報、受給者台帳異動連絡票及び訂正連絡票等のインターフェースに個人番号の情報が追加されたため
平成27年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>6介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>7介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>8介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p>	<p>6介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>7介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理 ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理 ・申請に係る事実についての審査に関する事務 ・申請に対する応答の事務</p> <p>8介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p>	事前	市町村から国民健康保険連合会へ提供する被保険者情報、受給者台帳異動連絡票及び訂正連絡票等のインターフェースに個人番号の情報が追加されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	9介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 10介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務	9介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 10介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 12保険者事務共同処理業務 具体的には、以下の事務等となる。 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。	事前	市町村から国民健康保険連合会へ提供する被保険者情報、受給者台帳異動連絡票及び訂正連絡票等のインターフェースに個人番号の情報が追加されたため
平成27年12月28日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム ・MICJET番号連携サーバ ・庁内基本情報連携システム ・障害者福祉システム ・個人住民税システム	・介護保険システム ・MICJET番号連携サーバ ・庁内基本情報連携システム ・障害者福祉システム ・個人住民税システム ・伝送通信ソフト	事前	市町村から国民健康保険連合会へ提供する被保険者情報、受給者台帳異動連絡票及び訂正連絡票等のインターフェースに個人番号の情報が追加されたため
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く) 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務	2介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 (前号及び次号に掲げるものを除く) 具体的には、以下の事務等となる。 ・被保険者証に関する事務 ・認定証に関する事務 ・負担割合証に関する事務	事後	番号法別表第一に係る主務省令の一部改正に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務	3介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第一百十五条の四十五の三第二項の第1号事業支給費の支給に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・介護給付の支給に関する事務 ・予防給付の支給に関する事務 ・市町村特別給付の支給に関する事務 ・第1号事業支給費の支給に関する事務	事後	番号法別表第一に係る主務省令の一部改正に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	11介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務等となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務	11介護保険法第一百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(上記1から3まで及び12掲げるものを除く) 具体的には、地域支援事業の実施に伴う事務	事後	番号法別表第一に係る主務省令の一部改正に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	12保険者事務共同処理業務 具体的には、以下の事務等となる。 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。	12介護保険法第一百十五条の四十五第五項又は第一百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務 具体的には、地域支援事業の利用料に関する事務	事後	番号法別表第一に係る主務省令の一部改正に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	14介護保険法第二百三条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 具体的には、保険給付、保険料、地域支援事業に関する資料の提供に関する事務	事後	番号法別表第一に係る主務省令の一部改正に伴う変更
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	15保険者事務共同処理業務 具体的には、以下の事務等となる。 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。	事後	番号法別表第一に係る主務省令の一部改正に伴う変更
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部介護高齢福祉課	保健福祉部介護高齢課	事後	課名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事兼課長 小林 幹夫	課長 山内 温子	事後	所属長変更
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民生活部市民協働課	総務部文書法制課	事後	課名変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部介護高齢福祉課介護保険担当	保健福祉部介護高齢課介護保険係 〒259-1188 伊勢原市田中348番地 0463-94-4711(代表)	事後	課名変更
平成30年7月31日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 93.94 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 1.2.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.117	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 93.94 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 1.2.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56の 2.58.61.62.80.81.87.90.94.95.97.106.108.109.117. 120	事後	番号法別表第二の情報提供事務の整理
平成30年7月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 山内 温子	課長	事後	事後でたりるもの任意
平成30年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部文書法制課	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4711(代表)	事後	事後でたりるもの任意
平成30年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊勢原市保健福祉部介護高齢課介護保険係 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4711(代表)	伊勢原市保健福祉部介護高齢課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4711(代表)	事後	事後でたりるもの任意
平成31年4月1日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4711(代表)	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4867(直)	事後	重要な修正にあたらない (電話番号変更)
平成31年4月1日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊勢原市保健福祉部介護高齢課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4711(代表)	伊勢原市保健福祉部介護高齢課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 0463-94-4722(直)	事後	重要な修正にあたらない (電話番号変更)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更による追加	事後	
令和2年6月26日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な修正にあたらない (時点修正)
令和4年6月30日	II しきい値判断項目	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な修正にあたらない (時点修正)
令和4年11月30日	3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一（68項）	番号法第9条第1項 別表第一（68項、101項）	事前	公金受取口座登録制度の運用のため
令和4年11月30日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 93.94 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56の 2.58.61.62.80.81.87.90.94.95.97.106.108.109.117. 120	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 93.94 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56の 2.58.61.62.80.81.87.90.94.95.97.106.108.109.117. 120.121	事前	公金受取口座登録制度の運用のため